



「社長である私が知らない間に父が取締役を辞任して登記も済ませていた…許可要件の経営者(父)が3年も前に欠けていたとは…」とA氏は驚かれました。建設業の許可の2本柱は法人の場合①役員の中の経営業務管理責任者(経営者)が、②許可の業種に見合った技術者(専技)が、営業所に常勤している事です。A社の場合、①②共に社長の父親が兼務しています。

「労働保険の年度更新と社会保険の算定基礎届の説明会が今年から合同で開催されるようになつたが、調査も一緒にあるんだろうか?」と労働局の労保徴収室に尋ねてみました。「いやア、もう一元の事業所では、やってますヨ。

二元はこれから…?との返答です。'01.1月、縦割り行政の弊害や行政の無駄をなくす狙いで省庁再編が行われ、厚生省と労働省が合併。ところがその後、宙に浮いた年金記録等、社保庁の不祥事が

したが、①の要件は3年前に欠いた事になります。しかも1年半前に許可の更新を従来と同じ内容で済ませていたのです。父親が死去した後に分かった事ですが、内容は虚偽の申請になります。幸い3年前の時点

あッ! 要件許可 欠いて3年許可は要注意

でA氏が①②とも代われる条件を満たしていました。依

頼を受けた当事務所では、県の担当課に事情を詳しく説明。許可の取消等を回避し、始末書付きながら変更届で認める…との回答を得る事が出来ました。役員の変更は細心の注意が必要ですね。



労保と社保行政改革どこへ 調査一本化行く?

続出、政管健保は'08.10月に都道府県単位の協会健

保へ、年金は来年('10)1月に日本年金機構へ分割。さらに最近、選挙対策か厚労省を「社会保障省」と「国民生活省」に分ける動きも…。「改革な

くして成長なし」の小泉政権は'01.4月～'06.9月ですから

その一つの結果が今、出てきているのかも知れません。二元とは主に建設業の事ですが、大変な不況の中、徴収だけが一本化

されて厳しくなるのは困ります。



従業員を解雇する前に、賃金の80~90%を助成する『中小企業緊急雇用安定助成金』の活用を!